相続申告必要資料

分からない事があればお気軽にお聞き下さい。

松岡会計事務所　税理士　松岡敏行
〒581-0018　大阪府八尾市青山町2-4-18
TEL　072-994-7605　Fax 072-994-2145

全相続共通（相続人の判定に使います）

相続申告に必要な書類 【名義変更にも同様の書類が必要ですので必要に応じて多めに取得してください】

● お亡くなりになった方	□	出生～死亡時までの謄本	式	市役所【　　】A
● 相続人全員	□	印鑑証明書	各 通	各人の市役所【　　】B
	□	戸籍謄本	各 通	〃
	□	住民票	各 通	〃
	□	マイナンバーの証明書	各1通	通知カードと免許書等のコピー

相続登記に必要な書類 【登記がお済でない方は上記に追加で取得してください】

● お亡くなりになった方	□	出生～死亡時までの謄本	1式	市役所【　　】A
	□	住民票の除票	1通	〃
	□	除籍の附票	1通	〃
● 相続人全員	□	印鑑証明書	各1通	各人の市役所【　　】B
	□	戸籍謄本	各1通	〃
	□	住民票	各1通	〃

※ 遺言がある又は出てきた場合は家庭裁判所で検認を受けなければなりません、開封厳禁！！

申告書関係

● お亡くなりになった方	□	過去3年分所得税の確定申告書	1式
● お亡くなりになった方	□	10年以内に相続税を払ったことがあれば、その相続税の申告書	
● 相続人全員	□	過去3年分の贈与税の確定申告書	各1通
● 相続人全員	□	相続時精算課税贈与の申告書	各1通

財産評価（相続財産の種類によって取得していただく書類が異なります）

● 現預金	□	預金通帳	各1冊	相続人の引き出しのあるもの
	□	預金の残高証明書	各1通	預け先の銀行が発行

※預金は最低3年以上税務署に調査されます、名義だけの預金等がないか確認してください。

● 土地・建物等	□	固定資産税の納税通知書	全て	不動産所在地の市役所から送付
	□	賃貸借契約書	全て	※ある場合のみ
	□	地図のコピー	全て	
● 保険金	□	死亡保険金の支払通知書	全て	各保険会社から通知
	□	解約返戻金計算書	各1通	※ある場合のみ

※お亡くなりになられた方が契約者の保険契約があれば解約返戻金計算書が必要です。

債務控除・葬式費用等（相続税を下げてくれます、漏れなきようにお願いします！）

● 葬式費用	□	支払明細書等	全て	心付け等も控除可能です
● 借入金	□	残高証明書	全て	取引先の銀行が発行
● 未払金	□	税金関係の通知書	全て	市役所・税務署から通知
	□	解約返戻金計算書	各1通	※ある場合のみ

相続申告必要資料（2）

財産評価（ある場合のみです）	
● 上場株式等	□株式等の取引明細書
● 金	□取引明細書
● 自社株式	□過去3年分の決算報告書
● 死亡退職金	□支払調書
● 貸付金	□金銭消費貸借証書
● 自家用車	□車検証のコピー
● ゴルフ会員権	□ゴルフ会員権の明細書

【特に漏れやすい財産の例】

□　お亡くなりになった方が保険料を負担し、保険事故が未発生の保険契約

□　登記のなされていない借地権や耕作権

□　リゾートクラブなどの会員権

相続税はお亡くなりになられた方が遺した遺産全てに課税する税金です。
上記以外で財産価値のあるものがあれば、必ずご相談ください。
相続税の税務調査は８割以上が財産漏れの指摘です。

説明日　平成　　年　　月　　日

確かに説明を受けました。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿